

1. 次のうち、正しいのはどれか。

- ① 会長は、クラブの年次総会において選出されれば、会長に就任できる。
- ② 会長に選出されるには、ロータリアンとして5年以上の経験がなければならない。
- ③ 会長に就任するには、会長エレクト研修セミナー、地区研修・協議会、国際大会に出席しなければならない。
- ④ 会長は、会長エレクトとして就任後の次年度の開始時に会長に就任する。

2. ロータリアンとしての義務でないのは次のうちどれか。

- ① 会費納入
- ② 例会出席
- ③ 奉仕活動
- ④ ロータリー機関誌の購読

3. 当クラブにおいて、次のうち、メイクアップとして認められないのはどれか。

- ① 何時でも、任意な時に出席した他クラブの例会
- ② 理事会において奉仕活動として認められた会合に参加
- ③ 欠席した例会の前後14日以内の他クラブの例会に出席
- ④ ガバナーが招集した地区委員会への出席

4. 次のうち、正しいのはどれか。

- ① クラブ定款は、クラブそれぞれでクラブ自治権の範囲内で任意に定めることができる。
- ② クラブ定款は、クラブの基本原則を定めたもので、全クラブにおいて共通のものである。
- ③ クラブ定款は、R Iにおける規定審議会の審議によって改正されるが、これに従う必要はない。
- ④ クラブ細則として、クラブ会員の総意があれば、クラブ定款の内容と異なる内容を定めることができる。

5. 次のうち、誤っているのはどれか。

- ① 奉仕活動として、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の5部門がある。
- ② 職業奉仕は、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことである。
- ③ 社会奉仕は、ロータリーの関連団体が行っている奉仕活動に協力したものでなければならない。
- ④ 国際奉仕は、国際理解、親善、平和を推進するための会員が行う活動である。

6. 次のうち、正しいのはどれか。

- ① 会員身分は、正会員と名誉会員の2種類のみである。
- ② 入会時に分類決定された職業分類を変更することはできない。
- ③ クラブの会員基盤は、年齢、性別、民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、市民組織の多様性を示すべきである。
- ④ 名誉会員は、会員であることを維持するために、会費の一部を納入しなければならない。

**7. 次のうち、誤っているのはどれか。**

- ① クラブ理事会は、理事と役員とで構成され、クラブ理事会の決定の全てに会員は従わなければならない。
- ② 役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督であり、副会長を役員に含めることができる。
- ③ クラブ理事会構成員に欠員が生じたとき、他の理事会構成員の決定によって欠員を補填できる。
- ④ クラブ理事会の定足数は、メンバーの過半数である。

**8. 次のうち、正しいのはどれか。**

- ① ロータリークラブには、希望すれば誰でも入会できる。
- ② ロータリークラブは職業人の集まりであるから、職業分類中の具体的な職業を有しなければならない。
- ③ ロータリークラブに入会した場合、定款、細則に定められている各条項に従わなければならない。
- ④ ロータリークラブは、自己の都合によっていつでも退会できる。

**9. 次のうち、正しいのはどれか。**

- ① ロータリークラブは、地域社会の発展に役立つ政治的、経済的な役割を担うべきである。
- ② ロータリークラブの活動は、クラブとしての団体活動が主たるもので、個人的な奉仕活動は控えるべきである。
- ③ ロータリアン個人としての奉仕活動を実践するように努める必要がある。
- ④ ロータリークラブはそれぞれが独自の奉仕活動を実施すればよく、合同で奉仕活動を実施することはない。

**10. ロータリーの標語として、次のうち、正しいものを選びなさい。**

- ① 四つのテスト
- ② 超我の奉仕
- ③ 最も奉仕する者、最も多く報われる
- ④ 職業奉仕

**11. クラブとして有すべき委員会として、クラブ定款に定められている委員会を次の中から選びなさい。**

- ① 職業奉仕
- ② ロータリー財団
- ③ 親睦
- ④ 職業分類
- ⑤ ロータリー情報
- ⑥ 奉仕プロジェクト
- ⑦ クラブ管理運営
- ⑧ 会員増強
- ⑨ 米山奨学
- ⑩ 公共イメージ
- ⑪ ロータリー雑誌
- ⑫ プログラム

## 簡単なロータリー知識のテストの解答

1. ④ クラブ細則 2 条 1 節
2. ③ 3 つの義務は、①②④
3. ① クラブ細則 1 0 条 1 節
4. ② R I 細則 2 . 0 3 0 .
5. ③ クラブ定款 6 条 3
6. ③ クラブ定款 8 条
7. ① クラブ定款 1 1 条 3 節
8. ③ クラブ定款 1 6 条
9. ③ I s e r v e / クラブ定款 1 4 条
- 1 0 . ②③ 第 1 標語 / 第 2 標語
- 1 1 . ②⑥⑦⑧⑩ クラブ定款 1 1 条 7 節